

## 実績評価書

平成19年8月

評価の対象となる施策目標	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいつくり及び社会参加を推進すること
--------------	--

## 1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	IX	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
施策目標	3	高齢者の健康づくり・生きがいつくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること
施策目標	3-1	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいつくり及び社会参加を推進すること
※重点評価課題（介護予防の推進）		
個別目標1	効果的な介護予防・健康づくりを推進すること	
	(主な事務事業) ・継続的評価分析等事業 ・地域支援事業（介護予防特定高齢者施策） ・介護予防市町村支援事業 ・老人保健事業	
個別目標2	介護予防に関する普及・啓発や自主的な地域活動の育成・支援を実施すること	
	(主な事務事業) ・地域支援事業（介護予防一般高齢者施策）	
個別目標3	高齢者の社会参加・生きがいつくりのための活動を支援すること	
	(主な事務事業) ・高齢者の社会参加・生きがいつくりの活動支援 ・地域支援事業（任意事業）	
施策の概要（目的・根拠法令等）		
1 目的等 高齢者が尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、介護予防が円滑に展開されるよう支援体制や評価体制を整備する。		
2 根拠法令等 ○介護保険法（平成9年法律第123号） ○地域支援事業実施要綱（平成19年老発第0413001） ○介護予防市町村支援事業実施要綱（平成18年老発0331025） ○保健事業実施要領（平成19年老発第0413003） 等		
主管部局・課室	老健局老人保健課	
関係部局・課室	老健局振興課・介護保険課	

## 2. 現状分析

介護保険制度の施行後、要介護認定者数は増加しており、施行直後と5年後の要介護認定者数を比較すると約1.9倍となっている。特に、軽度者（要支援・要介護1）の認定を受けた方は、約84万人から約204万人へと約2.4倍となっている。軽度者の方は、体を動かさないことにより徐々に生活機能が低下していく「廃用症候群（生活不活発病）」の状態にある方や、その状態にある可能性が高い方が多いことが特徴であり、こうした方々が、本人でできることはできる限り本人が行うという観点で介護予防サービスを適切に利用することにより、要支援・要介護状態にならないことが期待されている。

## 3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	改善した予防給付受給者の割合 (単位：%) (前年度以上/毎年度)	-	-	-	-	-
2	改善した特定高齢者の割合 (単位：%) (前年度以上/毎年度)	-	-	-	-	集計中
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、継続的評価分析事業の集計結果によるが、指標の分析方法等について現在検討中であり、平成20年秋に公表予定。また、継続的評価分析事業は平成18年度から実施しているものである。なお、集計結果等をまとめた報告書については、平成21年度に作成する予定。 ・指標2は、「介護予防事業報告」(老健局老人保健課調べ)によるが、平成18年度の数値は集計中であり、平成19年度中に公表予定。また、特定高齢者の把握は平成18年度から実施しているものである。						
<b>施策目標の評価</b> 平成18年4月に介護保険制度改革が行われ、予防重視型システムの確立が目指された。要支援者に対する予防給付については、予防の考え方を重視し、サービス内容等を見直し、要支援・要介護状態になる可能性の高い方(特定高齢者)に対しては、運動器の機能向上プログラム、栄養改善プログラム等の介護予防特定高齢者施策を提供することとした。また、すべての高齢者に対して、介護予防に資する基本的な知識の普及啓発等を図ることとした。 平成18年度は制度改革後の初年度であるため、まずは体制整備が重要であり、介護予防に関するサービス提供が、一貫性・連続性をもって円滑に市町村で実施されるよう、都道府県や市町村の担当者を対象とした会議を開催し、担当者同士の情報共有や先駆的な取組事例の紹介等を実施した。また、介護予防に関する評価分析を行うための継続的評価分析等事業において、有識者会議を通してその実施方法等を検討するとともに、調査にも着手しており、改善した予防給付受給者及び特定高齢者の割合は、現在集計中であるものの、体制整備としては重点的に行われたと評価できる。 (※太字部分は、重点評価課題該当部分)						

## 4. 個別目標に関する評価

個別目標 1						
効果的な介護予防・健康づくりを推進すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標						
(達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	改善した予防給付受給者の割合 (単位: %) (前年度以上/毎年度) ※ 施策目標に係る指標 1 と同じ。	-	-	-	-	-
2	改善した特定高齢者の割合 (単位: %) (前年度以上/毎年度) ※ 施策目標に係る指標 2 と同じ。	-	-	-	-	集計中
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>指標 1 は、継続的評価分析事業の集計結果によるが、指標の分析方法等について現在検討中であり、平成 20 年秋に公表予定。また、継続的評価分析事業は平成 18 年度から実施しているものである。なお、集計結果等をまとめた報告書については、平成 21 年度に作成する予定。</li> <li>指標 2 は、「介護予防事業報告」(老健局老人保健課調べ) によるが、平成 18 年度の数値は集計中であり、平成 19 年度中に公表予定。また、特定高齢者の把握は平成 18 年度から実施しているものである。</li> </ul>						
個別目標 1 に関する評価 (主に有効性及び効率性の観点から)						
<p>効果的な介護予防・健康づくりを推進するとともに、従来行われてきた介護予防・地域支え合い事業と老人保健事業を整理し、平成 18 年度から地域支援事業を実施することとした。平成 18 年度は事業開始年度にあたり、現時点では予防給付受給者や特定高齢者の改善状況を提示することはできないが、都道府県や市町村の担当者を対象とした会議を開催し、担当者同士の情報共有や先駆的な取組事例の紹介等を実施することにより、地域支援事業が市町村で円滑に展開されるよう国としても支援を行った。その結果、市町村において、地域支援事業の実施体制の整備が積極的に行われ、今後の介護予防・健康づくりの推進に資するものと評価できる。</p> <p>また、介護予防に関する評価分析を行うための継続的評価分析等事業について、有識者会議を通してその実施方法等を検討するとともに、調査にも着手しており、改善した予防給付受給者及び特定高齢者の割合は、現在集計中であるものの、体制整備としては重点的に行われたと評価できる。</p> <p>(※太字部分は、重点評価課題該当部分)</p>						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 継続的評価分析等事業						
平成 18 年度 : 400 百万円						
予 算 額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他 ( )						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 ( )						
概要 : 介護保険制度改革に伴い創設された介護予防及び介護予防事業について、その実施状況や効果に関するデータを収集し、評価分析を行う。						
事務事業名 : 地域支援事業 (介護予防特定高齢者施策)						
平成 18 年度 : 47,311 百万円 (補助割合 : [国 25/100] [都道府県 12.5/100] [市町村 12.5/100] [第 1 号保険料 19/100] [第 2 号保険料 31/100])						
予 算 額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他 ( )						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、 <b>市区町村</b> 、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 ( )						
概要 : 要支援・要介護状態になる可能性の高い高齢者 (特定高齢者) を早期に把握し、特定高齢者が要支援・要介護状態となることを予防することを目的として、生活機能の改善や認知症予防・支援などを行う。						
事務事業名 : 介護予防市町村支援事業						

平成18年度 予 算 額	281百万円（補助割合：[国1/2][都道府県1/2] 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実 施 主 体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：適切な介護予防事業及び介護予防サービスを提供する体制を構築するため、市町村が行う介護予防に関する事業について、効果的な実施が図られるよう都道府県が広域的な観点から、介護予防に関する普及啓発、市区町村の担当者等の資質の向上、介護予防関連事業の事業評価など様々な支援を行う。	
事務事業名：老人保健事業	
平成18年度 予 算 額	23,952百万円（補助割合：[国1/3][都道府県1/3][市町村1/3] 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実 施 主 体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：壮年期からの健康づくりと、脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を図るとともに、高齢者が要介護状態に陥ることを予防し、その自立の促進、援助等を実施する。 なお、本事業については、平成19年度をもって終了するが、平成20年度からは、メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導については、医療保険者が中心的な役割を担い、医療保険者に義務づけられない事業については、市町村が健康増進法等に基づき実施することになる。	

個別目標2					
介護予防に関する普及・啓発や自主的な地域活動の育成・支援を実施すること					
個別目標に係る指標					
アウトプット指標					
(達成水準/達成時期)					
	H14	H15	H16	H17	H18
1	介護予防に関する講演会、相談会等への参加者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	-	-	-	集計中
(調査名・資料出所、備考)					
・指標1は、「介護予防事業報告」(老健局老人保健課調べ)によるが、平成18年度の数値は集計中であり、平成19年度中に公表予定。また、介護予防事業は平成18年度から実施しているものである。					
個別目標2に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)					
<p>効果的な介護予防・健康づくりを推進するとともに、従来行われてきた介護予防・地域支援合い事業と老人保健事業を整理し、平成18年度から地域支援事業を実施することとした。現時点では、平成18年度における介護予防に関する講演会、相談会等への参加人数の状況を提示することはできないが、都道府県や市町村の担当者を対象とした会議を開催し、担当者同士の情報共有や先駆的な取組事例の紹介等を実施することにより、地域支援事業が市町村で円滑に展開されるよう国としても支援を行った。その結果、市町村において、地域支援事業の実施体制の整備が積極的に行われ、地域性等も考慮した様々な介護予防への取組が見られるなど、自主的な地域活動が展開され始めており、今後の介護予防に関する普及・啓発や自主的な地域活動の育成・支援の推進に資するものと評価できる。</p> <p>(※太字部分は、重点評価課題該当部分)</p>					
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要					
事務事業名 : 地域支援事業(介護予防一般高齢者施策)					
平成18年度 : 47,311百万円(補助割合:[国25/100][都道府県12.5/100][市町村12.5					
予 算 額 : /100][第1号保険料19/100][第2号保険料31/100])					
一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )					
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所					
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人					
その他( )					
概要: 地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取組が主体的に実施されるような地域社会の構築を目指して、健康教育等の取組を通じた介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行う。					

<b>個別目標 3</b>						
高齢者の社会参加・生きがいつくりのための活動を支援すること						
<b>個別目標に係る指標</b>						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	老人クラブ加入者数(単位:千人) (前年度以上/毎年度)	8,044	8,286	8,190	7,808	7,680
2	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業実施市町村数(単位:市町村) (前年度以上/毎年度)	—	—	—	—	278
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標1は、「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」(大臣官房統計情報部調べ)における各年度の全国の老人クラブ数及び会員数より1クラブ当たりの平均会員数を求め、これに老人クラブ活動等事業を実施しているクラブ数を乗じた数を加入者数とした。</li> <li>・指標2は、「介護保険事務調査」(老健局介護保険課調べ)によるものであり、毎年4月1日現在の数値である。また、当該事業は平成18年度より地域支援事業交付金の任意事業として事業編成されたものであるため、平成18年度数値のみを記載している。</li> </ul>						
<b>個別目標3に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)</b>						
<p>老人クラブ活動については、リーダーの人材不足などを背景とした解散等が推測され、加入者数は前年度を下回る結果である。</p> <p>しかしながら、今後も少子高齢化が進む中で、老人クラブは、高齢者の地域における社会参加や生きがいつくりを牽引する役割や若い世代との世代間交流の場としての役割、地域文化を伝承する担い手としての役割等も期待されることから、国として引き続き支援を行う必要がある。</p> <p>また、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業については、高齢者に最も身近な市町村等が地域の実情に応じて、スポーツ交流大会、奉仕活動、健康講座などを企画することで高齢者の社会参加や生きがいつくりの効率的な推進を図っており、地域社会の活性化、ひいては明るい長寿社会の実現にもつながるものであるため有効であると評価できる。</p>						
<b>施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要</b>						
事務事業名 : 高齢者の社会参加・生きがいつくりの活動支援						
平成18年度 : 介護サービス適正実施指導事業費3,786百万円の内数						
予 算 額 :						
①老人クラブ等事業						
(補助割合 : [国1/3] [都道府県1/3] [市町村1/3])						
(補助割合 : [国1/3] [指定都市・中核市2/3])						
②老人クラブ等活動推進費						
(補助割合 : [国1/2] [都道府県・指定都市1/2])						
③高齢者相互支援事業						
(補助割合 : [国1/2] [都道府県・指定都市1/2])						
④都道府県・指定都市老人クラブ連合会が行う健康づくり支援事業						
(補助割合 : [国1/2] [都道府県・指定都市1/2])						
一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )						
実施主体 :						
本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所						
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人						
その他( )						
概要 : 老人クラブ活動の育成を図るとともに、高齢者の社会活動を振興し、ボランティア活動を始めた地域を豊かにする各種活動への参加など高齢者の生きがいと健康づくりに資する事業等を支援する。						
<b>事務事業名 : 地域支援事業交付金(任意事業)</b>						
平成18年度 : 地域支援事業交付金47,311百万円の内数(補助割合 : [国40.5/100])						
予 算 額 : [都道府県20.25/100][市町村20.25/100][第1号保険料19/100]						

実施主体	一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（
概要	地域社会において、豊かな経験と知識・技能を生かし、地域の各団体の参加と協力のもとに、高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、地域における様々な社会資源を活用し、スポーツ交流や奉仕活動など各種活動を行う事業を支援する。

## 5. 評価結果の分類

評価結果は、施策目標の達成状況を原則として、個別目標の達成状況を踏まえつつ、総合的に判断して分類

- 1 施策目標を達成した
- ② 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける
- 3 施策目標の達成に向けた見直しを検討する
  - i 組織体制の見直しの検討
  - ii 予算の見直しの検討
  - iii 事務事業の新設の検討
  - iv その他（
- 4 施策目標・個別目標の達成水準の見直しを検討する

## 6. 特記事項

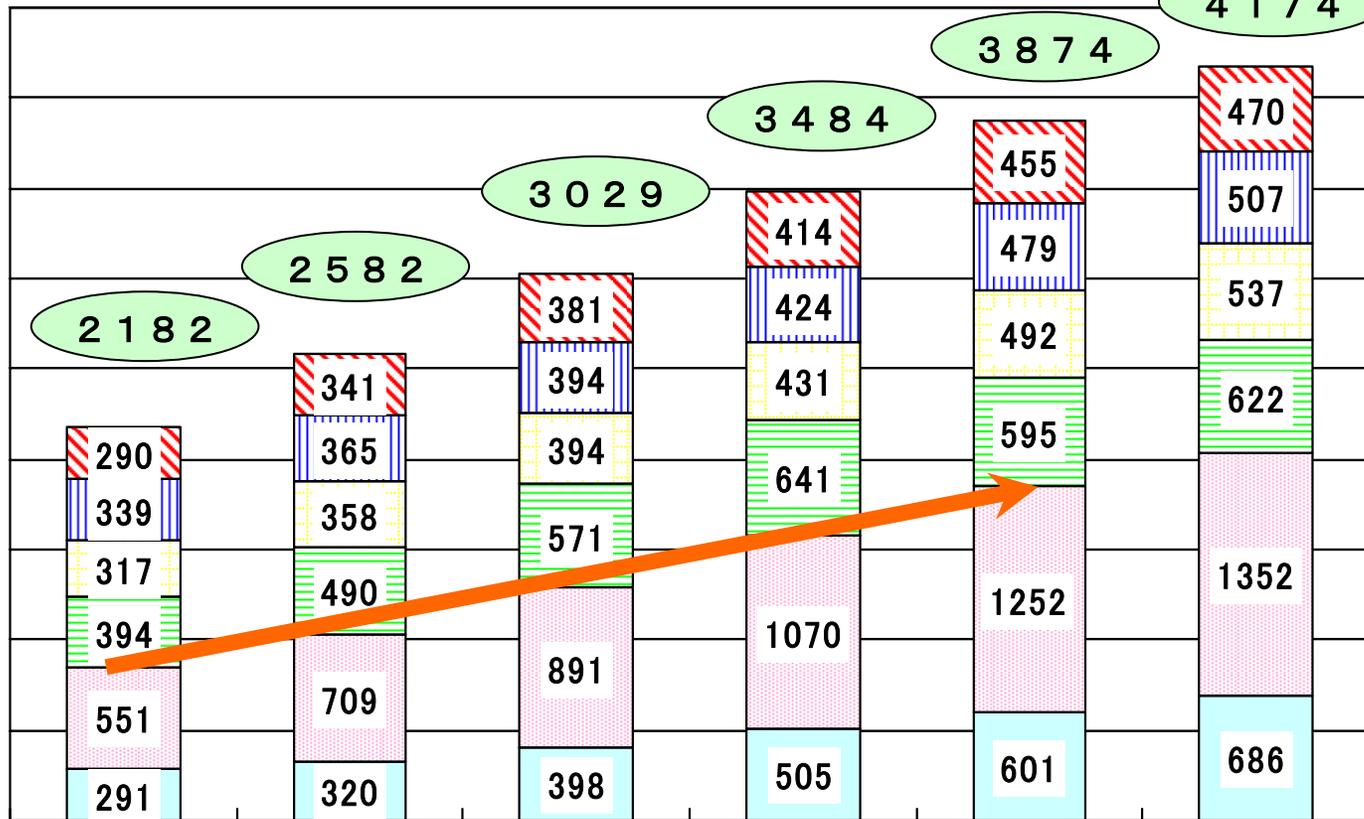
- ①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）
  - 「介護保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」  
（第162回国会衆議院厚生労働委員会）
    - ・「附則第2条第1項に規定する検討は、平成18年度末までに結果が得られるよう新たな場を設けて行うものとする。また、その場においては介護保険制度の被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲の拡大も含めて検討を行うものとする。」等
  - 「介護保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」  
（第162回国会参議院厚生労働委員会）
    - ・「新予防給付の導入に伴い、認定区分が要介護一から要支援二に変更される者について、これらの者が現に受けているサービスを引き続き受けられるよう、十分配慮すること。」等
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況  
「医療や介護については、政策の重点を予防に移し」（第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説）
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況  
なし。
- ④会計検査院による指摘  
なし。
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項  
介護予防継続的評価分析等検討会において、有識者を委員や参考人として招致したうえで、介護サービス等の効果の分析・評価、普及啓発の方法、実施内容の在り方等を検討している。

## 7. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし。

# 要介護度別認定者数の推移

(単位:千人)



要介護認定を受けた人は、  
91%増 (約1.9倍)

2000年4月末からの増加率

計	91%
5	62%
4	50%
3	69%
2	58%
1	145%
支	136%

2000年4月末 2001年4月末 2002年4月末 2003年4月末 2004年4月末 2005年6月末

要支援
  要介護1
  要介護2
  要介護3
  要介護4
  要介護5

○被保険者数の推移  
 65歳以上の被保険者数は、5年2ヶ月で  
 約359万人(17%)増加

特に、要支援・要介護1の認定を受けた人は、  
 136~145%増 (2.3~2.4倍)